

日本の第2回定期報告についての総括所見 拷問禁止委員会の第50会期(2013年5月6日～31日)において採択

1. 拷問禁止委員会は、2013年5月21日及び22日に開催された第1152回及び第1155回の会合において、日本の第2回定期報告書(CAT/C/JPN/2)を審査し、2013年5月29日の第1164回の会合において、以下の総括所見を採択した(CAT/C/SR.1164)。

A. 序論

2. 委員会は、締約国が選択的報告手続を受け入れ、その下で定期報告書を提出したことに感謝を表明する。これは、締約国と委員会との協力関係を向上させ、政府代表団との対話のみならず報告書の検討を焦点化されたものにするからである。

3. 委員会は、締約国のハイレベルの代表団との間で行われた建設的な対話、また代表団から提供された追加的な情報及び説明を歓迎する。

B. 肯定的側面

4. 委員会は、委員会が以下の国際文書を批准等したことを歓迎する：

- (a). 2009年7月23日、強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約；
- (b). 2007年10月1日、国際刑事裁判所に関するローマ規程。

5. 委員会は、締約国によってとられた以下の立法措置を歓迎する：

- (a). 2009年7月に発効した、出入国管理及び難民認定法の改正；
- (b). 2008年1月に発効した、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正。

6. 委員会は、締約国によってとられた以下の行政その他の措置を歓迎する：

- (a). 2011年7月、最高検察庁に監察指導部が設置されたこと；
- (b). 2010年12月、第三次男女共同参画基本計画が承認されたこと；
- (c). 2010年7月、入国者収容所等視察委員会の新設；
- (d). 2009年12月、人身取引対策行動計画2009の策定。
- (e). 2008年1月、警察捜査における取調べ適正化指針のとりまとめ。

C. 主な懸念事項及び勧告

拷問の定義

7. 委員会は、締約国が条約第1条に含まれる全ての要素を含めた拷問の定義を採用するためのいかなる措置も講じていないことを懸念する(第1条)。

委員会は、締約国は条約第 1 条に含まれる拷問の定義を、適切な刑罰と共に、特定の犯罪として拷問を特徴づけるすべての構成要件を含める形で国内法に取り込むべきであるという前回の総括所見 (CAT/C/JPN/CO/1, パラグラフ 10) における勧告を繰り返す。委員会は、締約国による条約第 2 条の実施に関する委員会の般的意見 2 を参照し、締約国が条約に従い、他の犯罪と区別した形で拷問の犯罪を定め、定義することによって、拷問を防止するという条約の全体的な目的を直接に進めることになると思う。

時効

8. 委員会は、2010 年 4 月の法 26 号が一定の犯罪について時効を廃止し、あるいは延長したことに留意するが、時効が拷問未遂行為及び拷問の共謀又は拷問への加担となるような何人による行為を含め、拷問及び虐待に当たる行為に対する時効が残っていることを懸念する (第 4 条及び第 12 条)。

委員会は、条約第 4 条で求められているように、時間の制限なく、拷問に当たる行為をした者が行為の重大性に応じて訴追及び処罰されるように、締約国が時効に関する立法を条約上の義務と完全に一致させるべきであるという前回の総括所見 (パラグラフ 12) における勧告を繰り返す。

ノン・ルフールマン原則と退去強制を控えた収容

9. 委員会は以下の事項を懸念する：
- (a). 出入国管理及び難民認定法に基づく退去強制を命じられた庇護申請者に対して長期の、場合によっては期限の定めのない収容を行っていること、及び、こうした収容決定に対して独立した再審査がないこと；
 - (b). 庇護申請者に対する収容以外の措置を制限的にしか行っていないこと；
 - (c). 入国者収容所等視察委員会が効果的に任務を果たせるための資源と権限が不足していること、及び、同委員会の委員が法務省及び入国管理局により任命されること；
 - (d). しばしば過剰収容となり、通訳を雇用する資源を欠く児童相談所に保護者を伴わない子どもを収容すること；
 - (e). 条約第 3 条に定められるとおり、拷問にさらされる可能性のある国への送還を禁止する出入国管理及び難民認定法第 53 条第 3 項の効果的な履行が欠如していること (第 3 条、第 11 条及び第 16 条)。

委員会の前回の勧告 (パラグラフ 14) 及び日本への訪問調査を受けた 2011 年の移住者の人権に関する特別報告者の勧告 (A/HRC/17/33/Add.3, パラグラフ 82) に照らし、締約国

は以下のことをすべきである：

- (a). 移民又は庇護申請者の収容及び退去強制に関するすべての立法及び運用を条約第3条に下での絶対的な原則であるノン・ルフールマン原則に一致させる努力を継続すること；
- (b). 庇護申請者の収容は最後の手段としてのみ使われ、収容が必要な場合でも収容期間を可能な限り短くするようにして、強制退去を控えた収容の期間に上限を導入すること；
- (c). 出入国管理及び難民認定法に定められた収容以外の選択肢をさらに利用するようにすること；
- (d). 特に、効果的な収容所の監視ができるようにするための適切な資源及び権限を与え、収容された移民又は庇護申請者からの不服申立てを受け、審査することができるようにすることにより、入国者収容所等視察委員会の独立性、権限、効果をより強化すること；
- (e). 1954年の無国籍者の地位に関する条約及び1961年の無国籍者の削減に関する条約への加盟を検討すること。

代用監獄

10. 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の下で、警察の捜査と拘禁の機能が正式に分離されていることに留意しつつも、委員会は、代用監獄制度にセーフガードが欠如し、締約国の条約上の義務遵守を低下させていることに深刻な懸念を表明する。特に、この制度の下で、被疑者が、とりわけ逮捕から最初の72時間は弁護士へのアクセスが制限され、保釈の可能性がない状態で最長23日間、拘禁されうることを深く遺憾に思う。警察留置場での起訴前拘禁に対する効果的な司法的統制の欠如、独立した効果的な査察及び不服申立メカニズムの欠如もまた、深刻な懸念事項である。さらに、委員会は、こうした起訴前拘禁制度の廃止ないし改革は必要ではないとの締約国の立場（A/HRC/22/14/Add.1, パラグラフ147.116）を遺憾とする（第2条及び第16条）。

委員会は前回の勧告（パラグラフ15）を繰り返す。すなわち締約国は；

- (a). 捜査と拘禁の機能の分離を実際上も確保するため、立法その他の措置をとり；
- (b). 被拘禁者が警察留置場において拘禁されうる最長期間を限定し；
- (c). 起訴前拘禁におかれたすべての被疑者に、独立した医療的援助を受ける権利及び親族と接触する権利のみならず、取調べの過程を通じて弁護士に秘密にアクセスする権利、逮捕時点から法律扶助を受ける権利、自己の事件に関する全ての警察記録にアクセスする権利を含め、すべての基本的な法的保護措置を保障し；
- (d). 締約国の法と実務を国際基準に完全に合致させるため、代用監獄制度の廃止を検討するべきである。

取調べ及び自白

11. 委員会は、有罪判決は自白だけに基づくものではなく、取調べの指針が、確実に被疑者が犯罪について自白を強要されないようにしているという締約国の発言に加え、拷問及び虐待のもとで獲得された自白が法廷で証拠として許容されないことを規定する日本国憲法第 38 条第 2 項及び刑事訴訟法第 319 条第 1 項について留意する。しかしながら、委員会は以下の事項について依然として深刻な懸念を抱いている：

- (a). 締約国の司法制度が、実務上、自白に強く依存しており、自白はしばしば弁護士がいない状態で代用監獄での拘禁中に獲得される。委員会は、叩く、脅す、眠らせない、休憩なしの長時間の取調べといった虐待について報告を受けている；
- (b). すべての取調べの間、弁護人を立ち合わせることが義務的とされていないこと；
- (c). 警察拘禁中の被拘禁者の取調べが適切な行為であることを証明するための手段が欠けていること、特に、連続的な取調べの持続に対して厳格な時間制限がないこと；
- (d). 被疑者及びその弁護士から検察官に申し立てられた取調べに関する 141 件の苦情のうち、一件も訴訟に至っていないこと。(第 2 条及び第 15 条)

委員会は、締約国が、条約第 15 条はもとより、日本国憲法第 38 条第 2 項、刑事訴訟法第 319 条第 1 項に従い、拷問及び虐待のもとで獲得された自白が法廷における証拠として許容されないことを実務上確実にするために、すべての必要な手段をとるべきであるという、前回の勧告（パラグラフ 16）を繰り返す。とりわけ以下の措置をとるべきである：

- (a). 取調べ時間の長さについて規程を設け、その不遵守に対しては適切な制裁を設けること；
- (b). 刑事訴追における立証の第一次的かつ中心的な要素として自白に依拠する実務を終わらせるために、犯罪捜査手法を改善すること；
- (c). 取調べの全過程の電子的記録といった保護措置を実施し、その記録が法廷で利用可能とされることを確実にすること；
- (d). 委員会に対し、強制・拷問もしくは脅しのもとでの自白、あるいは長時間の逮捕ないし拘禁の後においてなされた自白であって、刑事訴訟法第 319 条第 1 項に基づき証拠として許容されなかった自白の数を通知すること。

不服申立の仕組み

12. 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律のもとで設けられた不服申立制度に関する情報にもかかわらず、委員会は、警察に拘禁されている人を含め、自由を奪われた人に対する拷問及び虐待の訴えを受理し、これについて公平な調査を行い、かつ、責任があると認められた公務員が適切に処罰されることを確実にするための、独立かつ効果的な不服申立の仕組みが欠如していることに、依然として懸念を有する。委員会はまた、

国家賠償を求める訴え，ないし懲戒処分に関する情報がないことを遺憾とする（第2条，第4条，第12条，第13条及び第16条）。

委員会は，前回の勧告（パラグラフ21）を繰り返す。すなわち締約国は：

- (a). 不服申立に特化した独立かつ効果的な機関の設立を検討し，公務員による拷問及び虐待のすべての訴えについての迅速・公平かつ完全な調査及び，事案の重大性を考慮して，責任のある公務員を訴追し，刑罰をもって処罰することを確実にすること；
- (b). 實際上，不服申立人が，その申立ないし何らかの証言を行った結果としてなされるいかなる報復からも，保護されることを確実にすること；
- (c). 分類統計を含め，拷問及び虐待につき公務員に対してなされた不服申立の数についての情報，同様に，刑事手続と懲戒手続の双方の手続きの結果に関する情報を収集すること。

拘禁状況

13. 拘禁状況を改善し，刑事施設の定員を増加させるための締約国の努力にもかかわらず，委員会は依然として以下の点に懸念を有する：

- (a). 女子刑務所を含む一定の施設における過剰収容；
- (b). 拘禁施設内での医療への不十分なアクセスと医療スタッフの深刻な不足；
- (c). 刑務所において心の健康に関するケアが十分に提供されていないこと，及び，精神疾患のある受刑者に対して独居拘禁が広範に使用されており，それによって自殺企図のリスクが増加していることを示す報告；
- (d). 第二種手錠や拘束衣といった拘束具の使用に関して，十分な保護手段及び監視メカニズムが欠如していること（第11条及び第16条）。

締約国は，以下の措置を講ずることによって，国連被拘禁者処遇最低基準規則に適合した形で刑事施設における拘禁条件を改善するための努力を強化するべきである：

- (a). 特に，非拘禁措置に関する国連最低基準規則（東京ルール）と女性被拘禁者の処遇及び女性犯罪者の非拘禁措置に関する国連規則（バンコクルール）に照らし，拘禁の代替としての非拘禁措置の広い適用を通じて，高い過剰拘禁率を引き下げること；
- (b). 自由を奪われたすべての人のために心身の健康に対する十分なケアを提供すること；
- (c). 条約の下における締約国の義務を遵守するために，第二種手錠の使用とその使用時間の長さを厳格に監視すること，及び，被拘禁者を拘束する器具の使用を完全に禁止することを検討すること。

独居拘禁

14. 委員会は、独居拘禁がしばしば期間の制限なく、幅広く長期間にわたって使用され続けていること、及び、受刑者の隔離の決定は、施設の長の裁量に委ねられていることに、依然として強い懸念を有する。委員会は、刑務所の医師が、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の下で隔離された受刑者の定期的な医療上の検査に直接関与していること、及び、このような実務が、受刑者の健康状態を守る上で主要な要素である医師と患者の関係を悪化させる可能性があることを遺憾に思う（第2条、第11条及び第16条）。

条約及び国連被拘禁者処遇最低基準規則の規定を考慮し、委員会は締約国に対し、以下の点を強く求める：

- (a). 独居拘禁は、厳しい監督のもとで最小限の期間、かつ司法審査が可能な状況での最後の手段に留まることを確実にするため、法律を改正すること。また、締約国は、隔離の決定のための明確かつ具体的な基準を確立するべきである；
- (b). 独居拘禁の期間を通じて、資格をもった医療従事者によって被拘禁者の身体的及び精神的状態について定期的に監視及び検査するシステムを確立し、そうした医療記録を被拘禁者とその弁護士に開示すること；
- (c). 独居拘禁に付されている期間においても、被拘禁者にとって心理的に意味のある社会的接触の程度を引き上げること；
- (d). 現在行われている独居拘禁使用の実務について数値を出し評価すること、及び、独居拘禁の使用とその条件に関する具体的で細分化された情報を提供すること。

死刑

15. 委員会は締約国における死刑確定者の拘禁状況、とりわけ以下の点について、深い懸念を抱いている：

- (a). 死刑確定者の執行を取り巻く不必要な秘密主義と不明確さ。超法規的、略式または恣意的処刑に関する特別報告者が述べているように、死刑確定者やその家族に対して死刑執行の日時の事前通知を拒否することは、明確な人権侵害である（E/CN.4/2006/53/Add.3、パラグラフ32）；
- (b). 死刑確定者に対して、多くの場合長期間にわたり、そしていくつかの事例では30年をも超える期間、独居拘禁を用い、かつ、外部との接触を制限していること；
- (c). 弁護士への秘密のアクセスが制限されていることを含め、弁護士による援助を受ける権利への妨害；
- (d). 上訴の権利を行使せずに有罪となり死刑を科される被告人の数が増加していることを考慮し、死刑事件に義務的な上訴制度が欠如していること；
- (e). 2007年以降、恩赦の権限が行使されておらず、恩赦、減刑や刑の執行の延期を追

求するための手続に透明性が欠如していること；

- (f). 心神喪失の状態にある死刑確定者の執行を禁止している刑事訴訟法第 479 条第 1 項に反して、藤間静波の事例におけるように、たとえその人物が裁判所によって精神疾患であると認定されていても、死刑が執行されたことについての報告があること（第 2 条，第 11 条及び第 16 条）。

委員会による前回の勧告(パラグラフ 17)及び規約人権委員会による勧告(CCPR/C/GC/32, パラグラフ 38), さらに, 超法規的, 略式または恣意的処刑に関する特別報告者による報告(A/HRC/14/24/Add.1, パラグラフ 515 以降)に照らし, 委員会は, とりわけ以下の手段により, 死刑確定者が条約により規定されたすべての法的保護手段と保護を与えられることを確実にするよう, 締約国に強く求める:

- (a). 死刑確定者とその家族に, 予定されている死刑執行の日時につき, 合理的な事前の通知を与えること；
- (b). 死刑確定者に対する独居拘禁の規則を改訂すること；
- (c). 手続のすべての段階において, 死刑確定者に弁護士による効果的援助を保障し, かつ, 死刑確定者とその弁護士とのすべての面会について厳格な秘密性を保障すること；
- (d). 死刑確定者に対し, 恩赦, 減刑, 刑の執行の延期を実際に利用可能とすること；
- (e). 第一審における死刑の有罪判決の効力を未確定とし, 死刑事件に義務的な再審査の制度を導入すること；
- (f). 死刑確定者に精神疾患があることについて信頼し得る証拠がある場合は, その全ての事案について独立した検討を確実に行うこと。さらに, 締約国は, 刑事訴訟法第 479 条第 1 項に従って, 精神疾患を持つ被拘禁者は執行されないことを確実にすべきである；
- (g). 性別, 年齢, 民族性と犯罪の別により細分化された死刑確定者についての情報を提供すること；
- (h). 死刑を廃止する可能性を検討すること。

国内人権機関

16. 委員会は, 未だに締約国が人権の促進及び擁護のための国家機関(国内人権機関)の地位に関する原則(パリ原則)に則って国内人権機関を設立していないことに懸念をもって留意する(第 2 条)。

締約国が普遍的定期的審査において行った誓約(A/HRC/22/14/Add.1 パラグラフ 147.47 以下参照)に留意しつつ, 委員会は, 締約国に対し, パリ原則に則った独立した国内人権機関の設立を迅速に行うよう促す。

研修

17. 締約国によって開始された様々な人権研修のためのプログラムについて留意しつつも、委員会は、締約国が、すべての入国管理官に対し、条約についての研修を提供していないこと、拷問及びその他の残虐な非人道的な若しくは品位を傷つける取扱いまたは処罰に関する効果的な調査と文書化についてのマニュアル（イスタンブール議定書）が研修プログラムに取り入れられていないことに懸念をもって留意する。また、これらの研修プログラムが、ジェンダーに基づく暴力及び虐待を含む拷問の事例の件数を減らすうえで、どのような効果と影響があったかについての情報が欠如していることも懸念事項である（第 11 条）。

締約国は：

- (a). すべての公務員、とりわけ裁判官、法執行官、刑務官や入国管理官が、条約の条項について認識することを確実にするために、さらに研修プログラムを開発し、かつ強化し；
- (b). 定期的に、拷問の事件の調査や文書の作成に携わる医療従事者やその他の公務員に対して、イスタンブール議定書に基づく研修を提供し；
- (c). 法執行官の研修において非政府組織の関与を奨励し；
- (d). ジェンダーに基づく暴力を含む拷問及び虐待予防と絶対的禁止に関する研修プログラムの効果と影響を評価すべきである。

補償及びリハビリテーションを含む救済

18. 国家賠償法第 1 条は被害者が国又は公共団体に対して損害賠償を求めることができることと定めているにもかかわらず、委員会は、以下の事項について引き続き懸念を有する：

- (a). 拷問や虐待行為の被害者が、救済及び適切な補償を得ようとする際に直面する困難についての報告、
- (b). 時効や外国人に対する相互主義規定など補償を受ける権利についての制限、
- (c). 拷問または虐待の被害者が要求し、支払われた補償に関する情報の欠如（第 14 条）。

締約国が拷問の被害者に対して提供すべき完全な救済を行う義務の内容と範囲を明確にした条約第 14 条についての一般的意見 3 (2012) を参照しつつ、委員会は、締約国に対し、拷問または虐待の行為のすべての被害者が、公正かつ適切な補償を含む救済を受ける権利、できるだけ完全なリハビリテーションを受ける権利、及び真実への権利を完全に行使することができるよう確保するための努力を強化するよう勧告する。委員会は、締約国に対して、次の情報を提供するよう求める。

- (a). 締約国は、裁判所によって命じられ、拷問または虐待の被害者またはその家族に提供された救済及び補償措置についての情報。この情報には、請求がなされた件数、請求が認められた件数、各々の事例について命じられた金額及び現実に提供された金額が含まれるべきである；
- (b). 拷問または虐待の被害者のための、継続中のなんらかのリハビリテーションプログラムについての情報。また締約国は、このようなプログラムを効果的に実施し、それについて委員会に報告するために十分な資源を割り当てるべきである。

軍事的性奴隷制の被害者

19. 第二次世界大戦中の日本軍により行われた性奴隷制の被害者、いわゆる「慰安婦」に対して行われた虐待を認めるためにとられた措置に関して締約国から提供された情報にもかかわらず、委員会はこの問題に対処するに当たり、締約国が、特に以下について条約に基づき義務に応じていないことに、依然として深い懸念を有している：

- (a). 適正な救済とリハビリテーションを被害者に提供していない。委員会は、公的資金ではなく民間の募金による財政で賄った賠償は、不十分かつ不適切であったことを遺憾とする；
- (b). このような拷問の行為の加害者を訴追し、司法の場に持ち込まなかったこと。委員会は、拷問の効果が本質的に継続的である点に鑑み、時効は適用されるべきでないことを想起する。時効は被害者から、被害者が受けてしかるべき救済、損害賠償、リハビリテーションを奪うからである；
- (c). 関連する諸事実及び資料を隠ぺいし、または公開を怠ったこと；
- (d). 複数の国会議員を含む、国及び地方の、高い地位の公務員や政治家による事実の公的な否定、及び、被害者に再び精神的外傷を負わせることが継続していること；
- (e). この問題に関する記述の歴史教科書における減少に示されるように、ジェンダーに基づく条約違反を、防止するための効果的な教育的施策を実施していないこと；
- (f). 普遍的定期的審査においてなされた、この問題に関連するいくつかの勧告を締約国が拒否していること（A/HRC/22/14/Add.1, パラグラフ 147.145 以下参照）。これらの勧告は、委員会が行った勧告（パラグラフ 24）及び他の多くの国連条約機関、特に規約人権委員会（CCPR/C/JPN/CO/5, パラグラフ 22）、女性差別撤廃委員会（CEDAW/C/JPN/CO/6, パラグラフ 38）、社会権規約委員会（E/C.12/JPN/CO/3, パラグラフ 26）、及び人権理事会のいくつかの特別手続きの特別報告者の勧告と類似している（第 1 条, 第 2 条, 第 4 条, 第 10 条, 第 14 条及び第 16 条）。

委員会の一般意見3（2012）を想起しつつ、委員会は、締約国に対し、被害者を中心に据えた「慰安婦」問題の解決を探るため、直ちに効果的な立法及び行政上の措置をとること、とりわけ以下の措置をとるよう促す：

- (a). 性奴隷制の犯罪について法的責任を公に認め、加害者を訴追し、適切な刑罰をも

って処罰すること；

- (b). 政府当局や公的な人物による事実を否定し、かつ、そのような非を繰り返すこと
によって被害者に再び精神的外傷を与えようとする試みに反駁すること；
- (c). 関連する資料を公開し、事実を徹底的に調査すること；
- (d). 被害者の救済を受ける権利を認め、よって、金銭賠償、満足の措置（訳注：
satisfaction, 金銭賠償以外の謝罪や再発防止措置等を指す）、可能な限り完全なり
リハビリテーションのための手段を含む、完全かつ効果的な補償を、被害者に提供する
こと；
- (e). 締約国による条約上の義務のさらなる違反を防止する手段として、この問題につ
いて公衆を教育し、あらゆる歴史教科書にこれらの事件を記載すること。

女性に対する暴力及びジェンダーに基づく暴力

20. 締約国がジェンダーに基づく暴力に取り組んでいることに留意しつつも、委員会は、ジェンダーに基づく暴力、とりわけドメスティック・バイオレンス、近親姦及び婚姻内強姦を含む強姦事件が引き続き発生しているとの報告、こうした事件についての告訴、捜査、訴追及び有罪の件数が少ないこと、及び被害者に対する法的保護措置が不十分であることについて懸念する。さらに、委員会は、性犯罪を訴追するために刑法が被害者の告訴を要件としていることに懸念を表明する（第2条、第12条、第13条、第14条及び第16条）。

委員会による前回の勧告（パラグラフ 25）及び女性差別撤廃委員会の勧告（CEDAW/C/JPN/CO/6, パラグラフ 31~34）を踏まえて、締約国は、ドメスティック・バイオレンス、近親姦及び婚姻内強姦を含む強姦を含む、ジェンダーに基づくあらゆる形態の虐待を予防し、かつ訴追する取組を、特に以下によって強化すべきである：

- (a). 法的、教育的、財政的、社会的な要素を含む、女性に対する暴力の撤廃根絶のための、一貫性があり、かつ、包括的な国家戦略を採用し、実行すること；
- (b). こうした暴力の被害者に、告訴の仕組みへのアクセスを保障し、被害者の身体的・心理的リハビリテーションを促進すること。こうした支援は、締約国内の外国軍隊を含むすべての軍の職員による被害者にも拡大されるべきである；
- (c). 女性に対するすべての暴力事件を、迅速、効果的、かつ、公平に捜査し、責任を負う者を起訴すること。委員会は、締約国に対し、性犯罪が被害者による告訴なしに起訴されることを確保するよう、法を改正することを促す；
- (d). すべての形態の女性に対する暴力及びジェンダーに基づく暴力について、公衆の意識を向上させるキャンペーンを拡大すること。

人身取引

21. 人身取引対策行動計画 2009 を含む締約国の人身取引に対する取組みに留意しつつも、委員会は、この行動計画に提供された資源に関する情報、欠けていること、人身取引罪で逮捕された者の数と、起訴され有罪判決を受けた者の数との間に大きな食い違いがあることについて懸念する。委員会は、調整・監視機関についての情報の欠如、及び、特に子どもに対する人身取引について、人身取引に取り組む措置の効果についての情報の欠如について遺憾に思う（第 2 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条及び第 16 条）。

委員会は、締約国に対し、人身取引に関する国連特別報告者による、2009 年の来日後になされた勧告 (A/HRC/14/32/Add.4) を完全に実施するよう求める。特に、締約国は、以下を確実にすべきである：

- (a). 人身取引の被害者が、身体的及び心理的回復のための十分な支援が提供されること；
- (b). 人身取引の被害者が違法移民と誤認され、救済を受けることなく強制送還させられることのないよう、明確な被害者の認定手続を創設すること；
- (c). 加害者が起訴され、適切な刑罰で処罰されること；
- (d). この点について関連する公務員に専門的な研修が提供されること。

加えて、締約国は、人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書（パレルモ議定書）の批准を検討するべきである。

精神保健ケア

22. 精神保健施設に対して運用上の制限を確立している精神保健福祉法にもかかわらず、また締約国代表団の提供した追加情報にもかかわらず、委員会は、多数の精神障害者、すなわち心理社会的障害と知的障害のある人々の双方が、精神保健ケア施設に非自発的に、かつ、しばしば長い期間、収容されていることに引き続き懸念を有する。委員会はさらに、非人道的及び品位を傷つける取扱いにあたり得る行為である、独居拘禁、身体拘束及び強制投薬の頻繁な使用に懸念を有する。精神保健ケアに関する計画についての対話の間に得られて情報を考慮しつつ、委員会は、精神障害者の入院に対する代替措置に焦点が当たっていないことに引き続き懸念を有する。最後に、拘束手段の過剰な使用についての効果的で公平な調査がしばしば欠けていること、及び、これに関連する統計データが欠けていることに懸念を有する（第 2 条、第 11 条、第 13 条及び第 16 条）。

委員会は、締約国に対して、以下を確保するよう促す：

- (a). 非自発的治療と収容に対し効果的な司法的コントロールを確立すること、及び、効果的な不服申立の機構を確立すること；
- (b). 外来及び地域でのサービスを進め、収容されている患者数を減らすこと；
- (c). 精神医療及び社会的ケア施設を含む、自由の剥奪が行われるすべての場において、

効果的な法的なセーフガードが守られること；

- (d). **効果的な不服申立機構へのアクセスを強化すること；**
- (e). **身体拘束と独居拘禁は避けられるべきであり，少なくとも，コントロールのため他のすべての代替手段が尽きた場合の最後の手段として，可能な限り短い期間，厳しい医療的監督下において用いられ，こうした行為はすべて適切に記録されること；**
- (f). **こうした拘束的な方法が過剰に使用され患者を傷つける結果をもたらした場合には，効果的で公平な調査が行われること；**
- (g). **被害者に対して救済と賠償が提供されること；**
- (h). **独立した監視機関がすべての精神医療施設に対して定期的訪問を行うことを確保すること。**

体罰

23. 児童虐待防止法第 3 条の下で児童虐待が禁止されていることに留意しつつ，委員会は，国連子どもの権利委員会によって提起された「家庭及び代替的養護現場における体罰が法律によって明示的に禁止されておらず，また，民法及び児童虐待防止法が適切なしつけの使用を認めており，場合による体罰の許容性について不明確である」との懸念（CRC /C/JPN/CO/3, パラグラフ 47）を共有する（第 16 条）。

締約国は，法律によって，あらゆる場面における，子どもに対する体罰及びあらゆる形態の品位を傷つける取扱いを明確に禁止するべきである。

その他の問題

24. 締約国は，不服申立，捜査，訴追，公務員による拷問及び虐待事例が有罪とされること，人身売買，家庭内及び性的暴力を含め，全国レベルにおける条約実施状況のモニタリングに関し，性別，年齢，情報の信頼によって細分化されたすべての統計データを収集するための効果的なシステムを確立すべきであり，また，被害者に提供される賠償及びリハビリテーションを含めた救済手段を確立すべきである。

25. 委員会は，締約国に対して，特に恣意的拘禁に関する作業部会の訪問を許可すること，及び，国連人権メカニズムからの勧告を実施する努力を含め，国連人権メカニズムとの協力を強化するよう奨励する。締約国は，本条約を含む国連人権メカニズムの下における義務の実施の監督に対し，よく調整され，透明で，公にアクセス可能なアプローチを確保するため，さらなる措置を講ずるべきである。

26. 普遍的定期的審査（A/HRC/22/14/Add.1, para.147.9）の文脈で締約国によって行われた誓約に留意し，委員会は，締約国に対し，現在の国内の議論を加速し，かつ拷問等禁止条約の選択議定書を可能な限り速やかに批准することを求める。委員会は，また，締約国に対して，条約第 22 条に規定された宣言を行うことを検討するよう推奨する。

27. 委員会は、締約国が未だ批准していない主要な国連人権条約、すなわち自由権規約第二選択議定書、すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する条約、障害者の権利に関する条約を批准するよう促す。

28. 締約国は、適切な言語で、公式なウェブサイト、メディア及び非政府組織を通じて、委員会に提出した報告書及び委員会の総括所見を広く普及することが求められている。

29. 委員会は、締約国に対し 2014 年 5 月 31 日までに、この総括所見の第 10 項、第 11 項及び第 15 項に含まれている、以下の事項に関する委員会の勧告に対応するフォローアップ情報を提供するよう求める。

- (1). 拘禁された人のための法的なセーフガードを確実にし、あるいは強化すること、
- (2). 迅速、公平かつ効果的な調査を実施すること、及び、
- (3). 拷問ないし虐待の被疑者を訴追し、加害者に対する制裁を行うこと

加えて、委員会は、この総括所見の第19項に含まれる、被害者に対する救済と賠償に関するフォローアップ情報を提供するよう要請する。

30. 締約国は、2017 年 5 月 31 日までに、第 3 回の定期的な報告書を提出することが求められている。その目的のために、委員会は、締約国が選択的報告手続のもとで委員会に報告することを受け入れていることを考慮して、締約国に対して、その報告の前にリスト・オブ・イシューズを提出することとする。